

## 近江八幡市議会委員会条例の一部を改正する条例

近江八幡市議会委員会条例（平成22年近江八幡市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「押印」を「記名押印」に改める。

### 付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

---

### 提案理由

デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、所要の改正を行いたく、本議案を提出するものである。